

第6章 悪臭

第1節 悪臭の現状

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚的な公害の一つで、生活に密着した問題です。

平成15年度の悪臭に係る苦情件数は、表6-1のとおりで491件で、前年度より33件増加しています。

平成15年度の悪臭に係る苦情件数を発生源別にみると、「サービス業・その他(野外焼却含む)」、「個人住宅・アパート」、「畜産農業」、「下水・用水」の順で多くなっています。

表6-1 悪臭苦情件数の業種別内訳(%)

年度 (件数)	畜産業	飼料肥料 製造工場	食品製造 工場	化学工業	その他の 製造工場	サービス業 その他 (野外焼却含む)	建設作業 現場	下水 用水	ゴミ 集積所	個人住宅 アパート	不明
11年度 (214件)	13.6 (29件)	0.9 (2件)	2.3 (5件)	1.4 (3件)	1.4 (3件)	55.6 (119件)	1.9 (4件)	6.1 (13件)	0.0 (0件)	10.7 (23件)	6.1 (13件)
12年度 (352件)	10.2 (36件)	1.4 (5件)	2.8 (10件)	0.0 (0件)	1.1 (4件)	52.3 (184件)	4.0 (14件)	8.5 (30件)	0.0 (0件)	2.0 (7件)	0.6 (2件)
13年度 (411件)	10.5 (43件)	1.5 (6件)	4.1 (17件)	0.2 (1件)	2.8 (11件)	57.2 (235件)	1.0 (4件)	8.5 (35件)	0.5 (2件)	13.1 (54件)	0.7 (3件)
14年度 (458件)	7.2 (33件)	1.1 (5件)	2.8 (13件)	0.0 (0件)	0.9 (4件)	68.8 (315件)	1.5 (7件)	8.5 (39件)	0.2 (1件)	8.5 (39件)	0.4 (2件)
15年度 (491件)	10.4 (51件)	1.2 (6件)	3.5 (17件)	1.2 (6件)	2.2 (11件)	56.8 (279件)	0.6 (3件)	9 (44件)	0.2 (1件)	13 (64件)	1.8 (9件)

第2節 悪臭防止対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質を特定し、工場その他の事業場から発生する悪臭物質の排出を規制して生活環境を保全するため、知事が規制地域を指定し、規制基準を定めることになっています。また、規制地域内における改善勧告や改善命令、悪臭物質の測定、報告の徴収及び立入検査は、市町村長が行っています。

沖縄県では、平成15年度末現在で10市9町6村について地域を指定しており、計22の特定悪臭物質について規制を行っています。

(1) 規制地域

表6-2の左欄に掲げる市町村の当該右欄に掲げる地域。

表6 - 2 悪臭防止法に基づく悪臭排出規制地域

(平成15年度末現在)

左 欄	右 欄	
	A 区 域	B 区 域
名護市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域
石川市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域 工業地域
具志川市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	-
沖縄市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、字与儀の一部	準工業地域 工業地域
宜野湾市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域
浦添市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域 工業地域
那覇市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域 工業地域
糸満市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域
平良市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域
石垣市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域	工業専用地域
与那城町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域、字中央及び字桃原の各一部	工業専用地域 字宮平の1番、2番及び3番
北中城村	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、字鳥袋、字喜舎場、字瑞慶覧、字屋宜原、字石平、字安谷屋、字渡口、字熱田、字荻堂及び字大城の各一部	-
中城村	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	字泊509の2
西原町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、県道38号線沿いの一部	工業専用地域
読谷村	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域	準工業地域
南風原町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、字宮平、字津嘉山、字与那覇、字宮城、字大名、字新川、字本部、字喜屋武、字照屋、字神里及び字山川の各一部	準工業地域 工業地域
与那原町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域 工業地域
豊見城村	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域	-
佐敷町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、字津波古、字小谷、字新里、字兼久、字佐敷、字手登根、字伊原、字屋比久、字外間、字富祖崎及び字仲伊保の各一部	工業地域
本部町	字崎本部、字健堅、字大浜、字谷茶、字辺名地、字渡久地、字東、字伊野波、字浜元	字崎本部および字谷茶の各一部
北谷町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域	準工業地域
大里村	第1種中高層住居専用地域	字古堅、字大里、字仲間、字高平、字稲福、字南風原及び字平良の各一部
勝連町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種住居地域、近隣商業地域、字平敷屋及び字南風原の各一部	-
東風平町	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字世名城及び字富盛の各一部	-
具志頭村	字具志頭、字坡名城、字安里、字与座、字仲座、字港川及び字長毛の各一部	字後原及び字新城の各一部

(2) 悪臭物質の規制基準

ア 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準表6-3の左欄に掲げる地域区分に従い、当該右欄に掲げるとおり。

イ 事業場の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条で定める方法により算出し得た流量。

表6-3 悪臭防止法に基づく悪臭物質規制基準

左欄	特 定 悪 臭 物 質 (平成15年度末現在)										
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	スチレン	二酸化メチル	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸
A区域	ppm 1	ppm 0.002	ppm 0.02	ppm 0.01	ppm 0.005	ppm 0.05	ppm 0.4	ppm 0.009	ppm 0.03	ppm 0.001	ppm 0.009
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.1	0.8	0.03	0.07	0.002	0.002
左欄	特 定 悪 臭 物 質										
	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルペンチルアルデヒド	イソペンチルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
A区域	ppm 0.001	ppm 0.05	ppm 0.009	ppm 0.02	ppm 0.009	ppm 0.003	ppm 0.9	ppm 3	ppm 1	ppm 10	ppm 1
B区域	0.004	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7	3	30	2

2 沖縄県公害防止条例による規制

沖縄県公害防止条例では、悪臭に係る施設を定め、施設ごとにその構造並びに使用及び管理に関する基準を定めて規制しています。

なお、同条例に基づく特定施設は表6-4のとおりで、平成15年度末現在では659事業所から1,419施設の届出があります。施設別では「動物の飼養の用に供する施設」(養豚業、養牛業等)が最も多く、次いで「鶏舎」となっています。

表6 - 4 沖縄県公害防止条例に係る特定施設の届出状況（その1）

平成15年度末現在

		国頭村	大宜味村	名護市	今帰仁村	本部町	恩納村	宜野座村	金武町	伊江村	伊是名村	東村	石川市	与那城町	勝連町	具志川市	沖縄市																
事業所数		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数																
特定施設		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数																
1	(1)原料置場			2				1	1				3			1																	
	(2)蒸解煮ふつ施設					1	1	1	1			3				2	1																
	(3)乾燥施設			3		1	1		1							1																	
	(4)粉碎施設			2					1							1																	
2	(1)飼養施設	11	13	48	10	11	1	2	10	2	1	10	9	16	1	38	12																
	(2)飼料調理施設(加熱処理をするものに限る。)	11	5	13	2	48	23	10	8	11	5	1	1	2	10	2	2	1	10	5	8	2	16	15	1	1	39	17	13	7			
	(3)ふん尿処理施設	11	13	44	10	10	1	2	10	2	1	10	9	16	1	37	13																
3	鶏舎(30日未満の育成鶏を除く。)		3	3	5	5	1	1	4	4	5	5		2	2			2	2	1	2	2	3	3									
4	(1)生ふん置場																2																
	(2)生ふん処理施設			3	5	1	4	1	2					1		1	3																
5	原動機を使用する吹付塗装施設															2	2																
6	紙製品の製造の用に供する施設																																
7	原皮のなめしの用に供する施設																																
8	動植物油の製造の用に供する施設																																
9	(1)焼却施設又は焼却設備	1		2			1			1	1					1	3																
	(2)乾燥施設又は乾燥設備	1		2			1			1	1					1	3																
10	し尿処理施設(浄化槽を除く。)															2	2																
11	下水道終末処理場																																
12	死亡獣畜取扱場の用に供する施設			1	1																												
13	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設															2	2																
計		12	28	16	34	59	132	11	30	16	35	8	11	3	5	13	29	3	5	2	3	11	26	11	23	18	50	1	4	50	108	19	41

表6 - 4 沖縄県公害防止条例に係る特定施設の届出状況（その2）

平成15年度末現在

		読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	宜野湾市	西原町	粟国村	浦添市	那覇市	豊見城村	糸満市	東風平村	具志頭村	玉城村	知念村	佐敷町																	
事業所数		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数																	
特定施設		施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数																	
1	(1) 原料置場				1	1				1			5		1																				
	(2) 蒸解煮ふつ施設 （化学肥料を除外。） 又はにかわの製造用に 供する施設				1	1			1			5		1																					
	(3) 乾燥施設				1					1			4		1																				
	(4) 粉碎施設					1																													
2	(1) 飼養施設	11	3			9	4	9		2	27	46	36	27	4	15	2	3																	
	(2) 飼料調理施設(加 熱処理をするもの に限る。)	11	3	1	1	9	6	4	3	9	2	2	1	27	26	46	34	36	13	27	16	4	15	5	2	3	2								
	(3) ふん尿処理施設	10		2		1	9	4	9		2	8	46	36	27	4	15	2	3																
3	鶏舎（30日未満の育成鶏を除く。）			3	3		1	1	4	4		1	1	5	5	3	3	3	3	1	1		5	5		2	2								
4	(1) 生ふん置場									1	1																								
	(2) 生ふん処理施設			3			1	3		1	3	3	3	1		4																			
5	原動機を使用する吹付塗装施設						3	5																											
6	紙製品の製造の用に供する施設																																		
7	原皮のなめしの用に供する施設																																		
8	動植物油の製造の用に供する施設									2	3																								
9	(1) 焼却施設又は 焼却設備				1	1		3	2	1	3		2		1																				
	(2) 乾燥施設又は 乾燥設備																																		
10	し尿処理施設（浄化槽を除く。）				1	1	1	1				2	2																						
11	下水道終末処理場							1	1																										
12	死亡獣畜取扱場の用に供する施設																																		
13	ガラス繊維強化プラスチック製 品の製造又は加工の用に供する 施設							1	1		1	1	1	1																					
計		11	21	3	6	3	6	3	4	11	28	6	14	21	37	2	2	6	12	37	76	49	132	49	105	28	72	6	11	20	44	2	4	5	10

表6 - 4 沖縄県公害防止条例に係る特定施設の届出状況（その3）

平成15年度末現在

		与那原町	多良間村	下地町	大里村	南大東村	南風原町	久米島町	渡嘉敷村	座間味村	渡名喜村	平良市	上野村	伊良部町	城辺町	石垣市	伊良部町	計																
事業所数		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数																
特定施設		施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数																
1	(1) 原料置場				1		1									1		20																
	(2) 蒸解煮ふつ施設				1													3																
	(3) 乾燥施設				4	1	1								1			27																
	(4) 粉碎施設				3		1											17																
2	(1) 飼養施設				1		16	3	1		1	10					33	483																
	(2) 飼料調理施設(加熱処理をするものに限る。)				26	10	16	8	3	1	1	1	22	2	1	1	33	8	499															
	(3) ふん尿処理施設				26		16	3	1		1	10	1		1		33		460															
3	鶏舎(30日未満の育成鶏を除く。)	2	2		7	7	1	1								5	5	71	72															
4	(1) 生ふん置場															5			9															
	(2) 生ふん処理施設		2		2											4			51															
5	原動機を使用する吹付塗装施設																	5	7															
6	紙製品の製造の用に供する施設																	0	0															
7	原皮のなめしの用に供する施設																	0	0															
8	動植物油の製造の用に供する施設																	2	3															
9	(1) 焼却施設又は焼却設備				2	1	4	1				4				1	1	1	37															
	(2) 乾燥施設又は乾燥設備				2	1	2	1			3	1	1			1	1		35															
10	し尿処理施設(浄化槽を除く。)		1	1	1	1						1	1		1	1		10	10															
11	下水道終末処理場							1	1	1	1	1						4	4															
12	死亡獣畜取扱場の用に供する施設																	1	1															
13	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設																	5	5															
計		2	4	1	1	1	39	79	1	1	20	48	5	8	2	4	1	1	1	2	26	27	2	2	1	1	1	1	40	90	1	1	659	1419